

平 29 . 6 . 19
総 1 0 - 8

政府税制調査会 海外調査報告 (フランス・イギリス)

2017年6月19日

増井良啓、土居丈朗

フランス

- 公共財政総局(DGFIP、国税庁に相当)のポータルサイトを通じて、個人及び法人が申告・納税に係る情報の取得や手続等を全て行えるよう、納税者利便の向上策が講じられており、電子申告割合も着実に増加。
- 所得税に関しては、給与所得や金融所得等を合算して課税する、総合課税方式(世帯単位課税)を採用。2006年より、納税者利便の向上のため、雇用者等から集められた情報(キャピタルゲイン等の一部の項目を除く)をDGFIPがあらかじめ申告書に記入し、税務申告を支援するサービス(「記入済申告書」)を導入。
- インターネットを利用した脱税等の新たな問題に対応するため、税務調査における既存の情報提供要請権限である「コミュニケーション権(法定資料提示要求権)」を2014年に見直し、対象となる情報や対象者の範囲を適正化。独立行政機関による監督の下、不特定の調査対象者に関する情報の提供要請も可能とした。

(1) ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

➤ オンラインでの申告・納税手続

納税者利便の向上のため、個人及び法人がDGFIPのポータルサイトのウェブアカウントから申告・納税手続等を行うことを可能に。モバイル端末も使用可能。

➤ 単一システムによる給与所得者情報の管理

多数存在していた申告書類を電子化・一元化し、DGFIPや社会保障機関等が必要とする従業員(給与所得者)情報について、雇用主が一度申告を行うだけで、自動的に関係機関に共有されるシステムを構築。

➤ 記入済申告書(給与所得者等)

給与所得者等の利便の向上のため、キャピタルゲイン等の一部の項目を除き、所得額等の一定の情報があらかじめ記入された状態で納税者に届く「記入済申告書」を、原則全納税者に提供(2006年導入)。

➤ 電子申告・納税の推進

電子申告の利用状況は、所得税50%(2016年。今後、段階的に義務化していく予定)、法人税96%、付加価値税82%。(いずれも2013年。一部義務化済。)

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

➤ 情報提供の対象範囲を適正化

電子化の進展によって生じた、新たな課税逃れや脱税等の問題に対応するため、2014年、税務調査における情報提供要請権限(コミュニケーション権)の対象範囲を見直し。独立行政機関による監督の下、不特定の調査対象者に関する情報の提供を要請することが可能に。

➤ 資料提供への非協力等に対する課徴金

資料提供の拒否には、5,000ユーロ/件の課徴金を賦課。

➤ 支払調書等による情報の提出

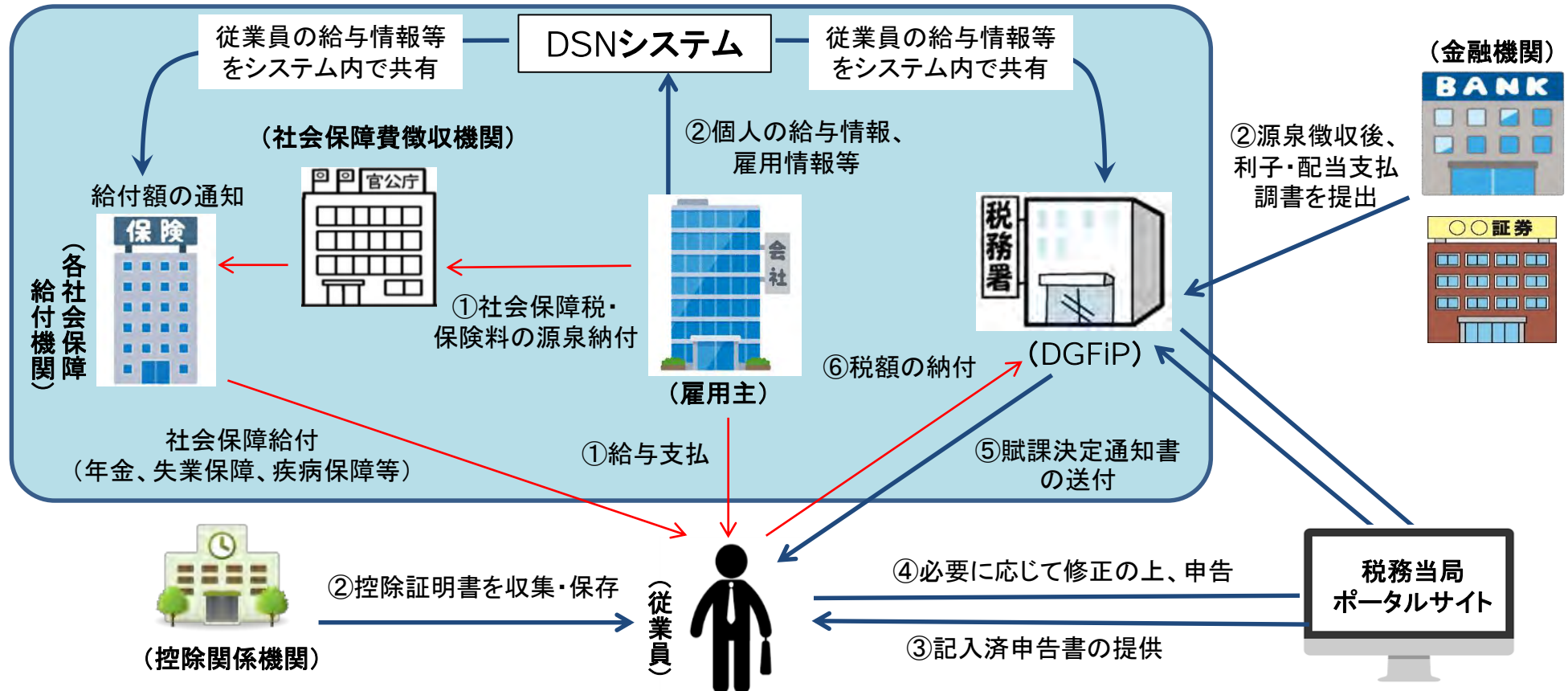
新しい経済活動に対応するため、給与・利子・配当等に関する支払調書に加えて、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者に対し、サービス提供者の取引情報の提出を義務付け(2020年～)。

➤ 源泉徴収制度の導入

個人の所得や就業の状況の変化等を迅速に把握するため、2019年1月以降、給与所得に対する所得税の源泉徴収を導入する予定(当初は2018年1月の導入を予定していたが、マクロン新大統領が1年延期を表明)。

フランスにおける納税者利便の向上等に向けた取組（給与所得者等の記入済申告書）

- 社会保険料や社会保障税の徴収、社会保障給付のためのネットワークシステム(DSN)により、雇用主による給与の支払や従業員の採用・休職・離職等に関する情報が、企業(雇用主)、DGFIP、社会保障関係の徴収・給付機関の間で共有される仕組みが構築されている(ワンスオンリーの原則)。
- 所得税は、給与所得に対する源泉徴収がなく、原則全ての所得を総合課税としつつ、税額については納税者が申告を行った上で、DGFIPからの賦課決定通知書の送付により確定(賦課課税方式)。
- こうした制度の下、納税者利便の向上等の観点から、申告に当たっての「記入済申告書」制度を実施。
- 記入済となっている情報は、世帯情報(DGFIPが把握しているものに限る)、給与、年金、利子、配当など。納税者が記入する情報は、各種控除情報(寄附金控除等)、キャピタルゲイン、不動産所得など。



(注1) 2019年1月以降、DSNを活用した給与所得に対する所得税の源泉徴収を開始予定(2018年1月の導入を予定していたが、マクロン新大統領が1年延期を表明)。

(注2) 所得税の申告期間は地域によって異なり、おおむね4月中旬～6月初旬。賦課決定通知書の送付時期は納税者の類型によって異なり、おおむね7月下旬～9月初旬。

フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在し、集められた情報は、DGFIPによる「記入済申告書」の作成にも活用されている。また、新しい経済活動に対応し、2020年以降、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者が、サービス利用者のCtoC取引の情報を提供することとなるよう見直しを行った。

2. コミュニケーション権による情報提供要請

税務調査において調査対象者及び関係取引先等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、調査対象者が不特定の場合でも、第三者（仲介業者等）に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、DGFIPによる同権限の行使は、個人情報保護を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会（CNIL）」による監督の下で行われている。

■ 主な要件（税務手続法典L81条、R*81-3条等）

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、調査対象者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

<コミュニケーション権が活用された実際の例>

【家具付アパート仲介サイト】

（不特定のオーナー）



個人間取引

（検索サイトを介して契約）

（家具付アパート
仲介サイト）



①取引情報
の提供要請

②取引情報
の提供

（DGFIP）



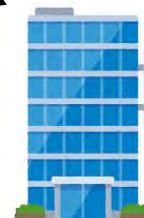
権限の行使を監督



（CNIL）

【インターネット広告代理店】

（インターネット
広告代理店）



①取引情報
の提供要請

②取引情報
の提供

広告料



（不特定の
動画投稿者）

※ DGFIPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。

フランスにおける給与所得に対する所得税の源泉徴収制度の導入について

前政権が掲げていた方針

- オランド前政権は、2016年12月に成立した予算法において、給与所得に対する所得税の源泉徴収制度を、2018年1月から導入することを決定した。
- 同政権は、同制度を導入すべき理由として、以下のような事項を主張していた。
 - ・ 主要先進国(G7)の中で、所得税の源泉徴収を行っていないのは、フランスのみである。
 - ・ 源泉徴収を導入することにより、世帯の所得状況や担税力に影響を及ぼし得る事情(失業、出生、離婚等)に変更が生じた場合に、これらを税額に迅速に反映することが可能である。
- 同制度の運用に当たっては、従業員の給与情報等を共有するための既存システムであるDSNを活用し、DGFIPから雇用主に対し、各従業員への適用税率を通知し、源泉徴収・納付を行うこととされている。

世論の動向と事業者団体の主な意見

- 2016年6月の世論調査では、回答者の3分の2が源泉徴収制度の導入を「支持する」と答えていた。
- 他方、主な事業者団体は、以下のような理由から同制度の導入に懸念を表明している。
 - ・ 世帯単位課税の下では、雇用主が個々の従業員への適用税額を把握することで、従業員の個人情報(世帯状況や給与以外の収入状況等)を推察できるようになり、プライバシーの侵害の問題が生じる。
 - ・ 所得税の納付率は既に相当高く、源泉徴収をしなくとも、既に適正な課税は実現されている。
 - ・ 源泉徴収が行われることにより、手取りの給与額が減少するため、労使関係に悪影響が生じ得る。

今後の見通しについて

- 2017年5月の大統領選挙で勝利したマクロン新大統領は、源泉徴収が企業に与える影響を見極めるため、制度設計を改めて精査し、一定の試行期間を設ける必要があるとして、制度の正式な導入を2019年1月まで延期することを表明した。

イギリス

- 税務手続コストの削減と税務情報の適時・適正な把握のため、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」が推進されており、現在でも、既に主要な税目は、歳入関税庁（HMRC）が提供するウェブサイト上で、電子的に申告・納税等を行うことができるシステムとなっている。
- 給与所得者については、源泉徴収・年末調整の仕組みであるPAYEの下、電子化により、毎月の給与支払ごとの税額調整を実現。また、個人事業主や法人に関しても、今後、原則全ての事業者がウェブアカウントを保有し、HMRCと緊密にコミュニケーションをとる環境が整備されていく予定。
- 国際的な課税逃れや脱税等の新たな問題に対応するため、HMRCが、納税者本人や第三者（金融事業者等）に対して税務調査等に必要な情報の提供を要請できる範囲が拡充されている。

（１）ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

➤ Making Tax Digital（オンラインでの申告・納税手続等）の推進

- 個人や法人が各自のウェブアカウントから自身の税務情報を一覧できるようにすると同時に、申告・納税等の手続コストを削減するため、電子化を強力に推進。
- 電子申告の利用状況は、所得税89%（2015年）、法人税98%、付加価値税99%。（2013年。なお、法人税・付加価値税は電子申告を原則義務化済。）

➤ PAYEにReal Time Informationを導入

- 給与所得者の税務手続コストを削減するため、雇用者に情報を集め、毎月の給与支払ごとに源泉徴収及び税額調整を行い、HMRCに報告・納付。
- 雇用者は、PAYEの下で、従業員の所得税・国民保険料の一元的な源泉徴収・納付が可能。

（２）新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

➤ 納税者とのコミュニケーションを緊密化

適時の情報把握により適正な課税を行うため、今後、個人事業主と法人については、四半期に一度、HMRCに財務会計情報を報告する制度となる予定。

➤ 納税者等への情報提供要請権の範囲を見直し

国際的な課税逃れや脱税等の新たな問題に対応するため、HMRCから納税者本人や第三者に対して情報提供を要請できる範囲を見直し。第三者に対しては、不特定の調査対象者に関する情報の提供も要請することも可能。要請内容の適否の判断には租税審判所が関与。

➤ 資料提供への非協力等に対する課徴金

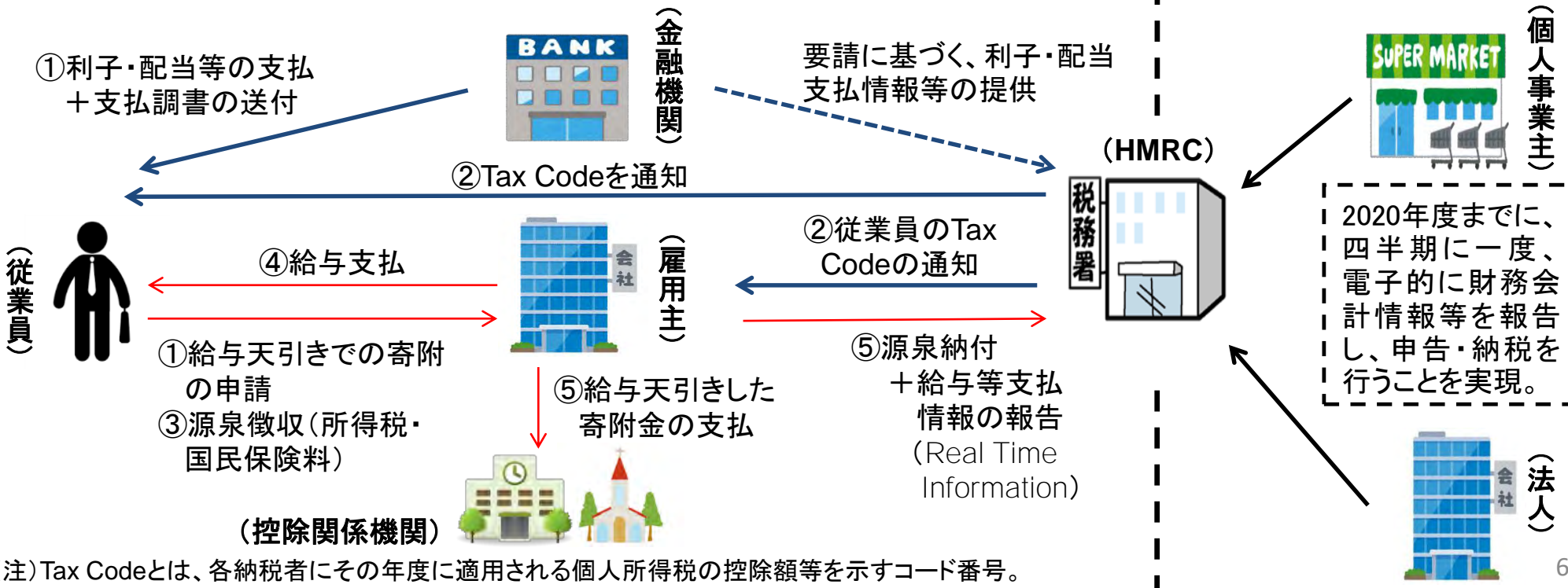
HMRCからの資料提供要請に非協力的であったり、資料の保存義務に違反したりした場合、課徴金を賦課。 5

イギリスにおける納税者利便の向上等に向けた取組（Making Tax Digitalの推進等）

- 給与や一定額までの利息・配当所得について給与から源泉徴収を行いつつ、金融所得も含めた全ての所得を合算して課税。キャピタルゲインや一定額以上の利息・配当所得がある場合は、税額の確定・精算には確定申告が必要だが、それ以外の場合は、給与所得者に対する源泉徴収・年末調整の仕組みであるPAYE(Pay As You Earn)の中で課税関係が終了(将来的には、金融所得も含めた全ての所得に関する税務手続をPAYEの中で処理し、個人の確定申告を不要とする制度を志向)。
- 政府による税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」の推進により、情報処理・保存の電子化と、税務手続上の関係者のネットワーク化を推進。
- こうした中、PAYEについては、電子化の進展を踏まえ、毎月の給与支払ごとに支払税額の調整を行う「Real Time Information」化を進めており、納税者利便の向上を図ると同時に、財務会計の透明化及びその適時・適正な把握を進めている。個人事業主や法人については、2020年度までに、全事業者が四半期に一度HMRCに電子的に財務会計情報等を報告する制度に移行予定。

【個人所得税(給与所得者)】

【個人事業主・法人】



(注) Tax Codeとは、各納税者にその年度に適用される個人所得税の控除額等を示すコード番号。

イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。また、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、2020年度までに、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入予定。
- 各種情報提供要請権 (Information Notice / Bulk Information Power) に基づき、司法機関である租税審判所 (Tax Tribunal) による事前・事後の関与の下、納税者本人及び関連する第三者に対し、HMRCが必要とする情報の提供を、合理的な範囲で要請することが可能。なお、第三者に対しては、不特定の調査対象者に関する情報の提供も要請することができる。

【Real Time Information等のイメージ】

「Real Time Information」や「情報提供要請権」等を通じて取得したデータは、必要に応じて分析・マッチングを行い、税務調査等に活用。

【情報提供要請権のイメージ】

(租税審判所)

Noticeの発行許可等

Noticeに不服があれば申立

(納税者本人/第三者)

(従業員)

(雇用主(事業者))

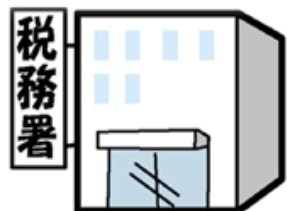
(HMRC)



源泉徴収



会社



税務署

Information Noticeを発行して情報提供要請

情報・文書等の提供

Bulk Information Power (情報提供要請)



BANK



官公庁

会社



保険



証券

- ・所得税等の源泉納付と、毎月の給与支払情報などの報告 (Real Time Information)。
- ・2020年度までに、四半期に一度、財務会計情報等を報告し、申告・納付を行う制度を導入。

要請に基づくデータ等の提供
(銀行を除く金融機関(クレジットカード会社、保険会社等))

參考資料

○所得税

- 世帯単位の課税制度(いわゆるN分N乗方式)の下、0%・14%・30%・41%・45%の累進税率で課税(総合課税)。
- 資本所得のうち、利子・配当については、源泉徴収後、申告。
- 基礎控除は存在しない。
- 寄附金に関する控除制度は存在するが、生命保険料・医療費の控除は認められない。

○法人税

- 税率は33.33%。

○付加価値税

- 標準税率は20%
- 旅客輸送、宿泊、外食サービス等には10%、食料品、書籍等には5.5%、新聞、雑誌、医薬品等には2.1%の軽減税率が適用。

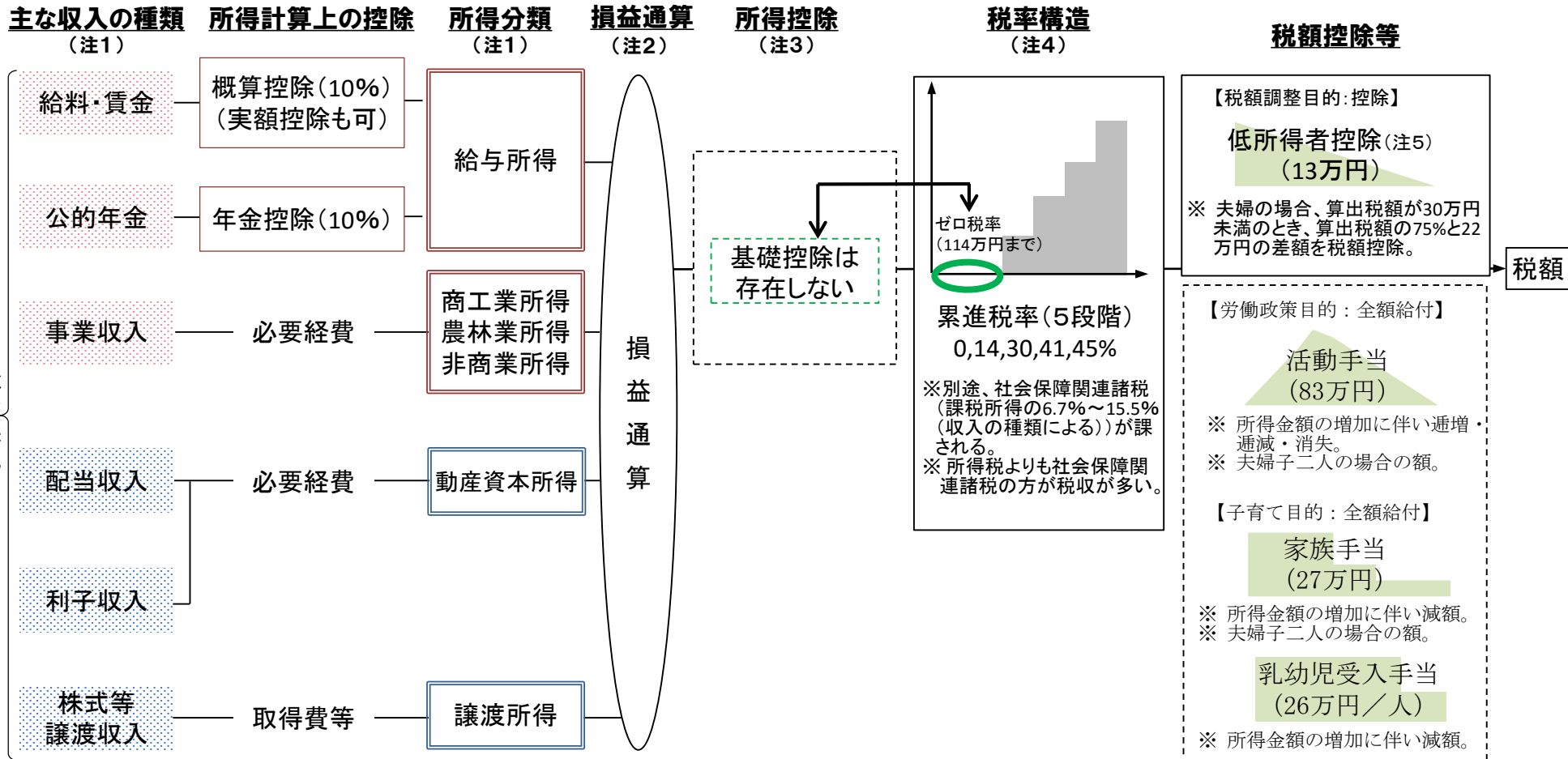
○その他

- 相続税は遺産取得課税方式。相続税と贈与税は統合されている(最高税率60%)。
- 純資産の課税価格が130万ユーロ超の世帯に0%~1.5%の6段階で課される富裕税が存在。
- 金融所得を含む幅広い所得に定率(勤労所得:8%、資本所得:15.5%等)で課される、社会保障関連諸税が存在。税金は全額、社会保障目的に用いられる。
- 地方税についても国税当局が徴収を行っている。

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。

(注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得9,710ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採用しており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。

(注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

(注5) 2017年1月から、低所得者控除が適用される世帯を含む、所得が一定額未満の世帯に対して、新たな税額控除(付加的税額控除)制度が施行されている。①既存の低所得者控除が適用されている世帯については同控除適用後の税額から、②低所得者控除が適用されない世帯についても累進税率適用後の税額から、最大20%を控除可能。

○所得税

- 個人単位の課税制度の下、給与所得等については20%・40%・45%の累進税率で課税。
- 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタルゲインの順に所得金額を積み上げ、それぞれの所得の属するブラケットを決定した上で、所得区分ごとに定められた税率を適用して税額を算出(段階的課税)。
- 基礎控除(所得控除、年間最大11,000ポンド(147万円)(2017年4月より、最大11,500ポンド(154万円)に引上げ))のほか、婚姻控除、利子・配当所得に対する控除が存在。
- 寄附金に関する控除制度は存在するが、生命保険料等に関する控除は認められない。

○法人税

- 税率は20% (2017年4月より19%に引下げ)。

○付加価値税

- 標準税率は20%。
- 食料品、書籍・新聞等には0%、家庭用燃料、電力等には5%の軽減税率が適用。

○その他

- 相続税は遺産課税方式で、税率は相続時が税率40%、贈与時が20%。
- 年金・雇用関係給付等の社会保障制度については、被用者・雇用者、自営業者がそれぞれ負担する国民保険料により賄われている。
- 地方税は、居住用資産の評価額を基に課税されるカウンシル・タックス(Council Tax)のみ。

イギリスの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

個人単位課税

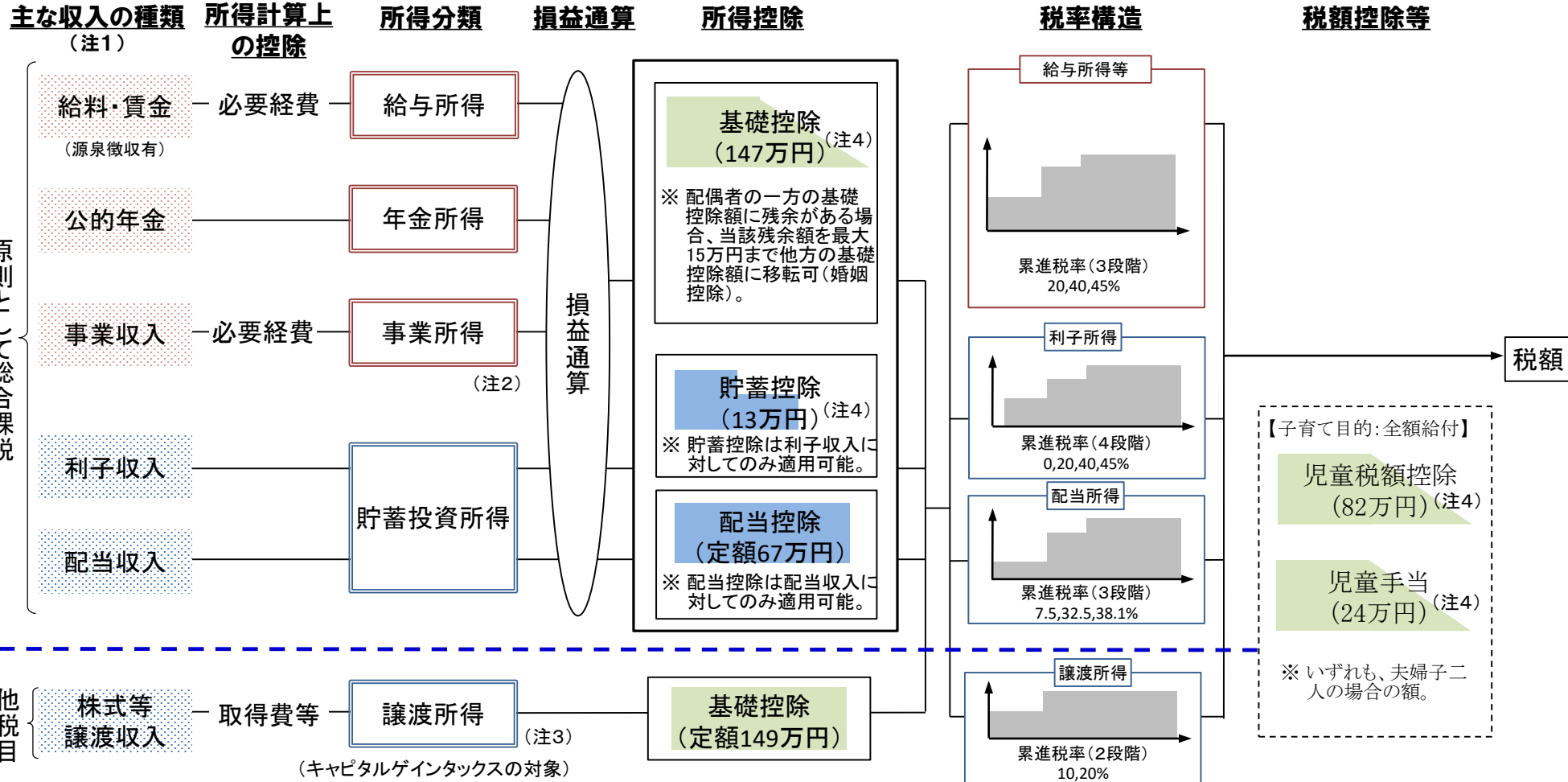
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。



原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=134円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。

(注3) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。

(注4) 基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、遞減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。

(注5) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。